

栃木県警察護送規程

平成7年5月31日

栃木県警察本部訓令第7号

この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）により警察署の留置施設に留置されている被疑者、被告人等について警察官の行う護送に関し、必要な事項を定めたものである。